

合わせもありました。その間委員長及び与党の理事諸君が常識をもつて委員会の運営に当たられて、いわゆる商工委員会の伝統を汚さなかったことに對して心から敬意を表します。したがって、私も、先日の質問に對して留保せられておつたところ及び残余の質問に對してできるだけさらりと終りたいと思ひます。したがって、答弁者も、そのつもりで、率直なる答弁を求めます。

まず最初に、これは両参考人、石坂さんでもあつたのは新井さんでも、いずれでもけっこうですが、参考人にお伺ひいたします。現在、日本万国博協會有に大阪府あるいは大阪市その他から、地方公務員あるいは国家公務員はいないと思ひますが、いろいろのところから、いわゆる出向というところで出ていると思ひますが、それらの人数及びそれらの人たちの現在における待遇、身分、給与はどうなつておられるのか、そういうような点についてお伺ひいたします。

○新井参考人 出向しております者の人数でございますが、詳細手元に持つてまいつておりませんが、けれども、現在、全体で百四十名おられます。そのうち、府・市ほとんど同数でございますけれども、大体三十名ないし四十名程度それぞれから出向していただいております。

それから、身分の問題でございますけれども、身分は全然こちらの職員と同じようにやつておりまして、ただ退職をいたしました場合の取り扱いにつきましては、府と市それぞれ申し合はせていたしましてやつておられるわけでございます。それから、給与は従来の府・市におりました者とほとんど変わらない、そういう地方公務員並みの給与をやつておられる次第でございます。

○田中(武)委員 その府・市におつたときと同じように出ているということは、その給与は万博協会が負担しておられるわけですか。

○新井参考人 さうでございます。

休職で行つてゐる、こういうことだと思ふ。そこで休職といふのは、一種どういふことなのか。むづかしい言葉は、身分を保持しながら仕事に専念しなくてもいい、こういうことではなからうかと思ふのですが、この休職といふのはどういふことなのか。

それから休職には期限といふものが条件だと私は思ふのです。その期限が確定期限である、あるいは不確定な期限であるといふことは別といたしまして、期限がつくことが休職の一つの条件ではなからうかと思ひます。

それから休職の場合は、原則として給与はその休職を命じたところが出すのがたてまえではなからうかと思ひますが、いまの万博協会事務局長の答弁は、いわゆる休職という觀念からは違つた答弁が出ておられますが、それらについて人事院としてはどうお考えになりますか。

○岡田説明員 万博協会の關係につきましては、ただいまのところ国家公務員から行つてゐる人はいないに承知しておりますので、問題は地方公務員の場合にならうかと存じますが、国家公務員の休職制度につきましてはその辺のところをお答え申し上げます。

休職制度と申しますのは、職員の側に一定の事由が発生いたしました場合に、公務上の必要からその職員の身分を保有させたまま一時職務の執行の義務を免除する、こういう制度でございます。休職制度が設けられました根本的な趣旨と申しますか、理由といふことは、いま申し上げたようなことにならうかと思ひます。

それから休職にした場合の期限の問題でございますが、国家公務員の場合におきましては、語がやささかこまかくなりますが、刑事事件で起訴されたような場合の休職、これは刑事事件が裁判所の手をはなれるまでという期限がついておられます。それから何らかの休職であつて、復職する場合に欠員がないといふことになりまして復職できません場合には、さらに休職でいきますが、これは欠員を生ずるまでの間という二つの例外がございます。

すが、そのほかの休職事由の場合には三年を限度といたしまして、個々の必要に基づきまして任命権者がその期限を半年とか一年とかきめる、こういうたてまえになっております。

それからもう一点の休職者に対する給与の問題でございますが、これは国家公務員の場合給与法に基づきまして、本来的にはノーワーク・ノーペイの原則からいたしまして給与が出ない、これが原則ではあります。給与法におきましてその例外をつくりまして、休職事由ごとに休職給が出るといふ規定がございます。したがって、出て出す場合もあり、出さない場合もあり、こういう二色になつております。出す場合にはむろんのことその職員の属する省庁において給与を出す、こういう仕組みになつております。

○田中(武)委員 自治省がまだ見えていないようですが、岡田さん、地方公務員も国家公務員もさういふ休職とかそれについては、法律の場合、人事院規則の場合あるいは自治法、国家公務員法、地方公務員法あるいは条例、それぞれ根拠は別としても、大体同じようなたてまえだと思ひますが、どうですか。

○岡田説明員 休職制度が、先ほど申し上げましたような趣旨のものでございますから、大まかに申しまして、国家公務員におきましても、地方公務員におきましても、その仕組みは同様であらうかと存じます。ただこまかく申しますと、国家公務員の場合はすべての休職は意に反してでもできるといふたてまえになつております。そして国家公務員法の七十九条に規定する事由の場合のほか、人事院規則でもって休職事由をつくれることになつております。現在公務員法と人事院規則でもって休職制度が動いておる、こういう実情でございます。

地方公務員のこととは私の当面の所管外ではございますが、地方公務員法の二十八条でもちまして、休職事由が国家公務員と同じように二つ書いてあります。そのほか条例でつくることのあるいは可能かと存じますが、その辺の詳細のところは責任当局でございませんで、十分なお答えは差し控えようと思ひます。

○田中(武)委員 自治省が見えていないのですが、この問題について企業局で答弁できますか。――先ほどから私が言つてゐるように、休職の場合は、この期限は確定期限の場合と不確定期限の場合があると思ひますが、期限がついておるといふこと、たとえば刑事訴訟を受けている場合はその確定判決までとか、病気の場合は何年までとか、あるいは病気が全快するまでとか、いろいろあると思ひますが、その条件といふものは、期限といふものが前提だと思ひます。それが一つ。

それから先ほど人事院の答弁にもありましたように、まず休職の場合は、たてまえとしては給与を出さないが、給与を出すときには休職を命じた側が出すといふのがたてまえである。それから休職の期限といふものが、私は解除条件の場合もある、あるいは停止条件という場合もあると思ひます。さういふふうに考へてきた場合に、現在大阪府、府から日本万国博協会へ出向してゐる人の休職の形態はどのようになつておられるか、たとえば期限といふものがどうなつておられるか、あるいはその根拠になる――ここに条例の資料をもちつておられますが、これによると三年の範囲内ということになつてゐるが、それが期限なのかどうか、さういふような点についてひとつまとめてお伺ひいたします。

○瀬谷説明員 ただいまの御質問についてはつきりしたお答えができませんので、後ほど調べてまいります。一応職員の出向の期限の問題でございますが、これは三年の期限で一応切りかえるといふふうなたてまえで、いま出向しております。それからこの法律の制定のときに、自治省の方針といたしましてはできるだけ早くこの法律に切りかえるよう指導したい、さういふふうな方針のうちに聞いております。

○田中(武)委員 ここに府の職員の分限に関する条例というのがあるのですが、その第二条に休職の事由というのがあります。今回の休職はこれに基づく休職ですか。これに基づく休職だとする

と、市のほうにはあつたのですが、府のほうには第四条件で「いずれも三年をこえない範囲内において」というこの三年が私の言っている期限になるのかどうか、そしてこの法律が通れば、そこで身分を切りかえて万博の職員にしよう、そういうことになると思うのです。そうすると、三年をこえない範囲というのなら、もちろん三年をこえていないからいいわけですが、その辞令の出し方、どう出てるのか、もっと具体的に言うなら、まさかそんなばかかなことはいらないと思うけれども、これこれの法律が制定せられるまでというよりなことでは辞令は出ないと思うのです。そういう含みで出てるのじゃないかと思うのですが、それと条例との関係はどうなるのです。

○新井参考人 ただいま、あるいは詳しい御説明ができませんが、いすれにしましても府・市それぞれ条例等ございまして、それのつとめて措置をいたしておるつもりでございますが、いまのお話の期限の問題でございますけれども、そういう点もございまして、万国博覧会が終るまでやるといふことは必ずしも明確にいたしておりません。したがって、休職期限がございまして、それはまた帰つていただきまして、またほかの人が来る、そういうことも実は考えませんと、なかなかいい方に御出向していただかせんで、そういう運用もいたしておる次第でございます。お答えになりましたかどうか存じませんけれども……。

○田中(武)委員 自治省が来るまでしばらくこの問題は置いておきます。

次に、一般規則についてお伺いしたいと思うのですが、一般規則の九条は国に対する参加の問題、十条は企業といふことが、国以外の団体あるいは法人、これの参加の場合をきめたものだ、こう思うのです。先日、新井事務局長が参考人として当委員会へ参られたときに、私、他に所用があつて委員会にいらなかったのですが、あなたの答弁と先日私に對する瀬谷参事官の答弁とが若干食い違つていたように思うのですが、ここで確認をいたします。

瀬谷さん、この前の私の質問で、第十條の場合これは公式に参加した国の企業以外は考えられないというふうな意味の答弁だったのですが、間違ひありませんか。

○瀬谷参事官 実ははなはだ申しわけございませんが、私の答弁は誤つておりました、十條は、ただし書きに書いておられます公式参加の場合には、その当該参加国代表の承認を受けなければならぬ。というところでございまして、非公式の参加の場合には別に政府代表の参加は要らない。したがって、非公式の参加の場合には十條によつてできるということでございます。ここで訂正いたしておきます。

○田中(武)委員 それでは、先日の瀬谷参事官の答弁は誤りであつた、これは認められたわけですね。——これは新井さんのほうの万博協会が主体になるのですから、事務局長の答弁のほうに權威あるといふことが、さうであらうと思ひます。そうならば私はこれ以上ここで聞く必要はないのですが、十條の条文の中で「公式参加している場合は、」といふことがあるわけですね。これでいくと十條の三行目あたりですが、この文面を見るとその反対解釈として、必ずしも公式参加している国だけではない、こういうふうに出てくるのです。ところが、新井さんは先日はさうお答えになつた、こういうことですから、これはそれでいいと思ひますが、もう一度ここで確認します。

○新井参考人 先般お答え申し上げましたとおり、第十條のただし書き以降につきましては、公式参加をしておられない場合は直接協会でございます、もともと公式参加しておられないときにはその国の政府代表も実は存在しておられないわけでございますので、さうに考へておる次第でございます。

○田中(武)委員 したがって、この十條の条文中の「公式参加している場合は、」というこの反面解釈として、必ずしも公式参加している国のみではない、こういう確認でいいんですね。

○新井参考人 これは一般的な規則の解釈でございます。

います。それは前提をいたしましてさうございいたします。公式参加している場合、公式参加していない場合、あり得るといふことでございます。

○田中(武)委員 それから九條、十條に参加契約といふことが随所に出てまいります。この参加契約といふのを分類しますと、協会と参加国代表との間に結ばれるもの、これが九條三項ですね。それから協会と当該申し込み者、これが十條二項ですね。それからもう一つは、非公式参加の国またはこれに属する申し込み者と協会との契約といふのがあります。三つの形態が考えられるわけなんです。この三つの形態の中で参加契約といふ面におきましては、何ら変わりはないと思ひます。

○新井参考人 参加契約そのものは協会の名前でやるわけでございますので、あるいは相手先別に若干契約書の態様があるかも知れませんけれども、お話しのように三種あるかと思ひます。ただ、条約によりまして、政府の招請問題あるいは公式参加問題といふのはそれぞれ別項に書いてございましてさうな状態でございます、それが取りきまつたあとでの実際の契約の問題でございますので、その点は御承知おきをいたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 したがって、契約内容の若干の違いはあり得るとしても、契約それ自体の本質は変わらない、さう解釈していいわけですね。——それから九條の五項の最後のほうですが、「全参加国代表を代表する組織およびその長を決定しなければならぬ。」とあるのは、これは一体どんなことなんですか。

○新井参考人 九條の五項でございますが、公式参加いたしました場合、その前項各条にございまして、それぞれ参加国代表といふのがございまして、これをコミッショナー・ゼネラル・オブ・セクションと申しておりますが、その方々といふいろいろ打ち合わせ等をやらなければならぬ。その場合に、日本の政府代表が招集をいたしました、あるいはその会の運営をやるわけでございますが、その際、やはり参加国代表も

複数でございましょうから、代表するステアリング・コミッティーみたいなものをつくつたり、あるいはその長をきめておいたほうが便利であらう、こういうことから五項といふものがございましておるわけでございます。

○田中(武)委員 そうすると、その代表との間には別にこれといふことはない、全体を相手にした場合は窓口も広いから窓口にするというだけで、契約その他については違ひのですね。

○新井参考人 さうでございます。

○田中(武)委員 それは別に、代表する組織といふけれども、いわゆる代表ではないわけですね。ただ窓口としての接触は、交渉や何かするときの窓口という意味ですね。

○新井参考人 そのとおりでございます。

○田中(武)委員 この一般規則でいふ、先ほど申しました参加契約、これは一般規則の四十九條の二項で、日本の法令に従ふといふことになつておるところから見て、いわゆる私法上の契約だと思ひますが、それでいいのです。参加契約の性格。

○新井参考人 今回日本で行なわれます博覧会は、御承知のように公認の博覧会でございます、主体は財団法人日本万国博覧会協会でございますので、その協会長がやるわけでございますから、お話しのように財団法人の契約ということになるわけでありまして。

○田中(武)委員 だから私法上の契約ですね。

○新井参考人 さうでございます。

○田中(武)委員 私の聞きたかつたのは、たとえば参加国との間にやる参加契約とか、こういうふうな国際法上の契約になるのかどうかということだけれども、この万博協会自身が民法三十四條の法人なんです、それはあくまでも私法的な私法契約、それは四十九條の、いま言つた日本の法令に従ふといふところから出てくると思ひますが、それでいいのです。

○新井参考人 御承知のように参加契約書の中にはいろいろな保険問題もございまして、あるいは

敷地料の問題等もございまして、各般の問題がございまして、それを含めまして、お説のように解釈しておるわけでございます。

○田中(武)委員 藤山国務大臣も見えておりますので、お忙しいでしょうから、その問題だけ先にひとつ議論をしたいと思います。

これは三木大臣、いわゆる中国と日本といふ公式な国交をやつていない。新聞の情報によりますと、来月早々にでも百二十何カ国へ招聘を出す、これはまず第一次として公式な国交関係のあるところ、こういうことになっております。しかしアジアで初めての万博であり、基調の「進歩と調和」といふことから考えても、私はぜひ多くの国、ここにアジアにおける大国である中国の参加というものはぜひ必要であらう、しかもこの中国というのは少しメンツを考えるとどうですか、あとから出すということになると、かえつて話もしにくいような点もあるのじやなからうか、このようにも考えるわけなんです。そこでこの万博について、まあ中国だけじゃありませんが、そういつたたの参加というのをどう呼びかけるか、どうするかということが、この万博開催の一つの問題であらうと思います。そこで、いままでも何回か当委員会では取り上げました。石坂参考人にもこの前お伺いしました。ところがどうも石坂参考人は日本人であれば、国が交際しておらぬところを呼ぶのは日本人でないような言い方のような私は印象を受けたので、少しおかしいじやないかという感じもあつたのですが、まあそれはそれとして、藤山長官は先日大阪で、中国の参加ということについて意思表示をせられたようであります。また当委員会では、参考人として見えましたテーマ委員会の委員長の方先生も、これを積極的に参考意見として述べられております。そういうように、ここにおられるうちで、三木大臣と石坂参考人は、まあどつちかといへば消極的な意見である、それからテーマ委員長である茅さんと藤山長官は積極的な意見である。言うならば閣僚間あるいは万博協会の会長とテーマ委員長、こういう重要なポストに

ある人たちの間に、ニュアンスの違いだけでは済まされないような表現の違いがあるのですが、その点についてもう一度三木大臣、それから藤山長官、石坂参考人に、ひとつはつきりとした考え方を伺いたします。

○三木國務大臣　これは差をつけるわけじゃないのですけれども、外交上の手続として、国交を回復しておる国に外交機関を通じてやるわけですかから、国交を回復しておる国に招請状を出すということは、どこの国だって当然のことです。国交未回復の国は外交機関もないですから、それに対してやはり区別というよりかは、外交上の手続として、そういうことは当然どこでもそうで、何も国交回復してない国に先というわけのものではない。このことは外交の慣例上も当然のことではない。

る。未回復の国については、やはりいろいろな世界の情勢も流動しておるわけでありますから、諸般の推移も見きわめながら、そして二段がまえとしてこれに対して検討を加えたい。しかし原則としてはできるだけ多数の国が参加してもらいたい、これは原則です。それで未回復の国に対する処置は、今後いろいろな推移等も勘案しながら検討を加えたい、これが考えでございます。したがって、消極も積極もあります。外交の慣例をすなおに

見ておるわけであります。

○藤山國務大臣　せんだつて大阪へ参りましたときに、記者諸君からこの万博への中共参加についてどういう考えでいるかということをごさいますから、私は、手続上の問題は別にしまして、中共が、日本でやります以上はやはりできるだけ参加していくことが望ましいことであつて、同時に、それについていろいろな支障が起つた場合には、そういう國々も万博の精神からいってオリンピックと同じようににできるだけ説得をして、そして円満に各種の國が参加するように努力することが、日本として必要ではないかということを申しただけであります。

○石坂参事人　この問題はまだ万博協会としては研究したことはないのをごさいます。

○田中(武)委員 会長としてのあなたの考え……。○石坂参考人 ですから、茅さんのお述べになったことも、個人の資格でおっしゃったのだと思います。私も個人としてはなるべく多くの国に参加していただくことはけっこうだと思っております。しかし招請するのは政府でおやりになることだと存じますが、なおこの問題については協会として、よくも無関心でいるわけにもまいりませんから、よくも研究をいたしたいと存じております。

○田中(武)委員 いまのお三方のを聞いていると若干ずつ違うんですね。私、石坂参考人に望みたくていいことは、万博協会として理事会等で決定はしてない、これはいいです。しかし、協会の代表としてのあなたはもっと積極的な態度をとってもらわなければ困るのじゃないか、こう思うわけです。

それから三木大臣と藤山大臣との間にも、違いはないとおっしゃっておるが、どこかやはりちよつと違ひますね。ということは、三木さんの答弁にはもう一つ積極的な意味がないと思う。そこで、このことについて内閣不統一、こうは申しませんが、参加する、あるいは参加するようにやっているのだ、こうはつきりは言えませんが。藤山さんはああいう意見を述べられました。当面三木さんが担当大臣なんだから、外交上の手続の問題ではなく、担当大臣としてぜひ参加するように、あるいはしてもらうように、いろいろな問題はいろいろが、そういう問題を排除しながらやっていくのだ、こう前向きな答弁はできませんか。それから石坂さん、そういうようなのらくり方ではなから石坂さん、そういうようなのらくり方ではないのか、私とも積極的にそういう方向へ政府が努力するように万博の会長としてやりたいとか、こういったようなはつきりしたことは言えませんか。いかがですか、お二人。

○三木国務大臣 前向きもうしろ向きもないので

わめて、そして態度をきめたい、こう言つておるわけでございます、前とかうしろとかいうことではないのでございます。

石坂義孝 秘個人としては、前に申し上げたのとおり、積極的になるべく多数の国に参加してやりたいと思います。しかし、それを国家の方針に反してまでやるということには私はまだ考えておりませんが……。どういうことになりますか。これはむしろ皆さまのほうでおきめになることじゃないのでございましょうかね。（協会長として困るじゃないか」と呼ぶ者あり）協会長としてまだ研究しておりませんから、協会を代表しての言はここではつきり申し上げられない。（田中（武）委員長「個人でよろしい」と呼ぶ）私個人ではそう思っています。

○田中(武)委員　国の方針に反してと、こうおっしゃいますが、お聞きのように藤山長官はすでに積極的に言い切っておられる。三木さんは少し答弁でごまかしておるけれども、腹の中は大体わかると思うのです。それから窓口がないと言うのが、中国には窓口といつて外交的なものじゃないけれども、あるでしよ。そういうところあたりへ話しかけるという方法もあるのじゃないかと思うのですよ。これはこれ以上言つてもはつきり言えません。どうです、石坂さん、ひとつ協会長としては、ぜひその参加を呼びかけるように政府にも働きかけます、それは言えませんか。

○石坂参事 ひとつよく協会で検討いたしてから返事させていただきます。(田中(武)委員「いや、あなた個人です」と呼ぶ)私個人はいいのですよ。しかし国交がないから、それに……(田中(武)委員「石坂さんともあろう人がだめだぞ」と呼ぶ)それでございますかね。——そういうふう

○田中(武)委員 どうも頭古いわ。(笑聲)
○板川委員 閑連。どうも石坂さんと田中委員とのやりとりを聞いておりますと、石坂さんは、多数の国が参加することはわれわれの望むところだ、こうおっしゃっておる。ところがおそらく石坂さ

んの腹の中は、われわれが聞こうとしていることの多数という中に中国なりという国を考へていない。中国を除く多数の国の参加を希望しているという趣旨で発言しているのだから私は思ひの通り。しかしこの万国博覧会というものは私は見本市と違ふと思うのです。見本市は商売ですから、もうけ本位です。しかし万国博覧会というものは、条約や、この日本万国博覧会が発行した、また協会できめられた「人類の進歩と調和」という一つの考へ方に集中されて行なう行事です。だからこの「人類の進歩と調和」という精神ののつとつた運営がされなくちゃならぬと思うのです。その「人類の進歩と調和」という基本理念の内容からいへば、私は万国博覧会ではできるだけ多くの国という中に、アジアにおける万博ですから、中国等も含めて参加することを希望したいのだ。しかし、それは万博の協会としてはまだ正式態度としてきめてないのです。しかしアジアにおいて初めて開く万博としては「人類の進歩と調和」という観点からいへば、当然中国も含めたいのだという希望を表現すべきではないでしょうか。私はそれが当然だと思ふ。その希望が結果的にどうなるかはまた政府なり国会なりの議論になります。しかし万博の協会長がどうも多数という中に中国を除いて考へておる。おそろくそうです。だからそれはこの基本理念の精神に沿っていないじゃないかと私は思ふのです。どうなんですか。

○石坂参事 人 我私申し上げましたことは、中共をも含めてなるべく多数の参加を私個人として望んでおります。

○田中(武)委員 これは実は逐次質問を續けていつて結論のところを言いたいことだったのです。藤山長官、上原長官も見えておりますので、これはまた一時間以上お待たせするのでもどうかと思ひますので、結論が先になりますがお伺ひいたします。

私は質問の最後に万博と日本経済ということを一ぺん考へてみたい。これが質問の一番最後であつたのですが、日本経済における万博の意義を

一体どう把握したいのか、そこで私は日本経済の将来のための準備と反省の機会にすべきじゃないか、このように考へておるわけですが。一体準備とは何か、これは国産品の価値というものを高めたい、国産品というものはまず輸入の代用品といひますが、そういうところから国産品というものが出てきて国産化していく。そしてそれを外に出していくという、いわゆる輸出振興、あるいは国際競争力に持つていく。たとえば紡績とか雑貨とか、そういうようなものが輸入代用品として国産品になり、それが大きな輸出になったという、そういうふうなこともひとつ考へなくちゃならぬではないか、それからこれを機会に世界における日本の地位と申しますが、世界経済の中の日本経済、日本経済は世界経済の中にどのような位置に組み入れるべきか、あるいはまた組み入れられるべきか、そういうことを考へていく一つのいいチャンスではなからうか、それから日本経済の再編成といふは大げさですが、今日まで高度成長、こういうことで直接生産設備に對しては多大の投資が行なわれました。しかしながら公共投資といひますが、社会投資の面についてはおくれおる。そこでそういうアンバランスな日本経済をノーマルな状態、いわゆるいままでの生産第一主義から社会投資という方面への日本の経済の片らばを直すいい機会ではないか、そういうふうに考へておる。さらにこの万博を新しい科学技術開発の機会にしたい、このようにも考へておるわけなんです。たとえば一八五一年のロンドン博、これはガラス張りの建築、これの技術の発展に貢献したといひます。それから一八七六年のフィラデルフィアの博覧会はタイプライター、電話機の普及に大きな貢献をした。一八八九年のパリ博はエッフェル塔に象徴せられるように、鉄骨の高層建築技術の発展、そして自動車等の現出に大きな役割を果たした。それからこれは万博ではないが、一九三九年のニューヨーク博覧会では、ナイロンとかプラスチックとかテープレコーダー等々の、いわゆる消費時代を生み出す新製品が多く紹介せられた。

こういうような歴史を持つておると思うのです。そこで一九七〇年に開かれる日本万博においては、一体日本はどういう技術を開発のチャンスにするか、あるいはあつても何いたいと思つていますが、政府館とかそういうものがあると思ひますが、そういう中に日本の最も誇るべき技術開発としてはどんなものを考へたいのだからうか、こういうようなことでもいろいろありますが、考へてみたわけですが。

そこでいま申しましたようなことについて、いわゆる万博と日本経済をどう結びつけるか、あるいは科学技術の開発についてどう考へるか、何を目標に置くべきか、これを三本、それから藤山、上原の三大臣、それから石坂さん、ひとつ財界といひながら経済界の大先輩という立場から、万博はいかなるかっこうで日本経済の中で考へていくのか、万博を機会に日本経済をどのように世界経済に組み入れていくのか、こういったことについてそれぞれの御所見をお伺ひいたします。

○三木国務大臣 いまの田中さんの発言は全く私も同感であります。万博の機会に日本の経済、科学技術、これに対する反省と、やはり将来の発展の刺激にすべきである。万博はそれだけの意義を持つておるということでございます。そこで政府としてもこれから相談をいたすわけでありすが、政府館といふものを持たなければいかぬ、科学技術館のようなもの、日本の現在の技術、これを内外に紹介するやうな特別の科学技術館を持ちたい。そこでここで何を重点にするかということ、各方面とも検討を加えて、そして一番日本が技術開発として現在進んで、将来も発展の余地のあるやうなそういうものを選びたいと思つております。が、現在のところは、これを中心という段階まで至つていないのでありますが、それまでに一つの中心にする題目はきめたいと思つております。

○藤山国務大臣 万国博覧会が開かれますについて、日本経済が万国博覧会を中心にして一つの新しい躍進の道に進んでいくという契機といたさなければならぬことは当然でございます。そして国

際的にいへば、日本の科学技術、あるいは機械生産の技術というやうなものを広く知らすと同時に、日本の各種の人たちが外国の製品を見て新たに啓発を受けるということによつて、その基礎に立つて経済全般の新たな動向を国民自身が定めていくという方向にこれが運営されることが望ましいことだと思ひます。またこれを機会に社会資本の充実をやつたらどうかという御意見でございますが、今日、日本経済におきまして、社会資本の充実がおくれておりますこと自体が、意外にひずみを起している一つの原因でございますから、万博を機会とすることなしにも努力してまいらなければなりませんけれども、しかし万博という機会に、さらに一そうそういう面から見まして力を入れてまいらなければならぬ。そしてそれが日本経済の円滑な運営に資していく、あるいはコスト低下に資していくというやうな方向に進められてまいりますことが、国土の総合開発という見地から見ましても、経済能率的な運営という上から言ひましても必要だ、こう考へております。

○上原国務大臣 四十五年の万国博覧会には、科学技術庁といたしましても、間に合ひかね合ひないかえとごきとさせていただきますが、実用衛星を打ち上げようという計画があるやうでございます。そういうわけで世界、ことに有色人種のアジア方面で、わが国の科学技術の振興、発達並びに産業の隆興に多大の期待を寄せておられますことは、皆さま御承知のとおりでございます。そこで非常な信頼と期待を集めておるわが国の科学技術をこの万国博覧会に大いに顯示いたしまして、できることなら一せひともできることにはいたしたいのでございますが、(田中(武)委員)やると言ひ切りなさい(と呼ぶ)やると言ひ切りなさい。言うだけで終わつては困ります。とにかく有色人種が科学技術の世界に堂々として進軍ラッパを鳴らして黎明の鐘を鳴らす、こういう画期的な時代の黎明にいたしたい、こう考へる次第でございます。そうしてできることなら、これもおしかりを受けるかもしれませんけれども、科学技術館とい

うものをつぎひ建ててくれということ、私は第一回の閣僚会議でお願いをしているところなのでございまして、りっぱな業績を世界に、ことにアジア人種に示して、日本人の職責を果たしたい、その夜明けにしたい、こう考える次第でございまして。

○石坂参事 ただいま田中さんからおっしゃったことは私は全く同感でございまして。何かその時代時代における博覧会が、たとえばクリスタル・パレスができてガラス工業が発達したかどうか私よく知りませんが、そういったものを残すのがよい。それについては、皆さんからもお話をありましたが、私は今度の博覧会のねらいはエレクトロニクスじゃないかと思っております。電子関係でございまして。たとえば、できるかできないか知りませんが、外国にないようなものを展示することによって日本の文化を広めると同時に、各国の人類の向上に資する。いろいろ研究し議論しておりますが、たとえば存外日本で発達しておるのは、われわれがいろいろの向かって日本語で話をしますと、それがすぐ英語に翻訳されて出てくるというふうなことも研究しておるのです。展示するまでにいくらかわかりませんが、まだ外国にはあまりそれがなくて聞いております。私は中心は、スペースの問題なんかもいろいろございまして、今度のは実際問題としては電子関係がおもじやないかと思っておりますが、なお、よく研究して外国にないものを出したい、こう思っております。

○田中(武)委員 それぞれの關係あるいは石坂参事から聞いたのですが、まだちょっとはつきりしないのです。そういうことを成功させるためには、その責任者といいますが、それはやはり担当大臣だと思いが、三木さん、私の言ったことに賛成でしょう。これの成功のためにといいますが、いまそれぞれの關係なり石坂さんがおっしゃいましたそういうことについて、ひとつ責任者として一度御決意をお伺いします。

○三木国務大臣 全体とすれば、万博は宇宙開発ということが大きな全体のテーマになると思いま

す。そのころまでには月旅行も成功しておるでしょう。しかし日本の技術としては、宇宙開発までいきませんから、あるいは石坂さんの言われるような電子関係なども、こういうことで案外でなければ、日本も宇宙開発の競争の中に入っていくだけの国力、科学技術力を持てば非常によいのですが、それはいかん。そうなることやはいま言われた電子技術関係というふうなものは、あるいは日本が一つの新機軸を出せる面があるかもしれない。これは何らかやはい万博までに日本としてこういう世界にないようなものを一つくらい開発したいと思っております。大きく言えば、やはり万博の背景をなすものは、宇宙開発に対してのいろいろの問題が非常に進んでくるでしょうから、そのころまでにはこれが背景になる、こういうふう

○田中(武)委員 いま上原長官から、ぜひ科学技術館を持たないということと閣議で一番に発言しておるといふことですから、藤山さんも三木大臣も閣議でひとつ大いにそういう方面について援護してもらって、科学技術においても日本の特徴というか、日本の進歩のほどを示すような方法をとってもらいたい、こう思いますが、お二人の大臣さんよろしいですね。答弁してもらいましょうか。

○藤山国務大臣 いま上原君が言われましたような科学技術館をつくらせて日本の科学技術をできるだけ世界に広く知らせるということは望ましいこととてございまして、十分努力いたします。

○石野委員 関連して、ただいま各大臣あるいは石坂参事から非常に高邁な今度の博覧会についての構想の一端が聞けて非常にうれしいのです。そこで、やはり問題はこれを成功させるというところがそれよりも以上に大事なところなんだろうと思っております。田中君もいま成功させるための担当大臣である三木さんから決意を聞いたわけですが、しかし先ほどともやはり同僚議員からお尋ねしているように、成功させるということについての問題が、やはりわれわれの考え方と協会なりあるいは政府なりの考え方とまだ若干の違いがあ

るように思います。私たちの考えている博覧会を成功させる道というのは、すでに皆さんのほうで出してありますように、多数の国を、そして多数の人をここへ呼び込むことが第一の成功の条件であらう、こう思うのですが、その点について御意見があるかどうか一つ。

それから多数の国、あるいは多数の人を入れようとすると、この前の本委員会でも問題になりましたが、やはり先ほど問題になった未承認国をどういうふうに入れるか。特にアジアにおけるところの中国をどうするかという問題がここにもう一つ出てまいります。この問題について、やはり担当大臣ははっきりした見解を明示しませんと、成功するか不成功になるかということの分かれ道がそこできまっちゃうと思うのです。やはりそういう意味で政府の態度を明確にしたいだきたい。

それからもう一つ、先般の石坂参事のおいになったときに、田中委員からの質問に答えて、政府代表の持つ性格といふものについて、とにかく政府といふのは協会と違つて責任を背負うものだ、こういうふうにおっしゃられたわけなんです。石坂協会長がここで言う責任という意味はどういうことをお考えになって責任と申しておられるのか、まあ運営はおれのほうでやるけれども、とにかく赤字が出たら政府が見ろよという意味の責任なのか。この万博全般としてのいま言われました構想を達成する意味における成功、不成功といふこの意味なのかという、ここが非常に重要だと思ひます。そこで石坂協会長が言われる責任といふものの内容はどのようなものであるかということとここではつきりしておいていただきたい。協会長が言う責任の問題の内容に答えて、ひとつ三木大臣の責任をどうとるかということについての所見をこの際聞かしていただきたい、こういうふうに私はお尋ねしたいわけなんです。その点で先にひとつ石坂参事から御所見を承って、あと三木担当大臣の御意見を承りたい。

○石坂参事 責任といひまするものは対外的と対内的にまあ大体二つに分かれやしないかと存じ

ます。対外的にはいろいろ契約上、その他損害賠償とかいろいろな問題が起ると思ひますが、私の考えでは対外的には政府に責任があると思っております。対内的には、これもまあ種類によりまされども、経理の上において非常に赤字が出たという場合にはやはり私はしりぬぐいは政府においてやってもらわなければ背負い手がないと考えます。したがってその責任といふことはどういふことか、まあ非常に広い意味でございましてけれども、主として経理上の責任について私は考えておりました。そのほかなお条約上の責任もありまして、それはまあ結局主として金銭関係上の責任じゃないかと思ひます。

○三木国務大臣 三点ばかり私にも御質問があったようですが、できるだけ多数の国々が参加してたくさんの人々が参加することが万博の成功の基礎ではないか、それはやはり一つの基礎だと思ひます。しかしまあどの例をとりましたが、カナダでもあれは七十五カ国くらいですか、全部というわけにはいかない。できるだけ多数の国々が参加するといふことも万博が成功する一つの要素であることは、お説のとおりでございまして。

また中共に対しては先ほどから申し上げておりますように、国交未回復の国——中共に限らず国交未回復の国に対する処置は、最初にはやはり国交未回復の国に招請状を出すけれども、まあそういう国々についてはできるだけ多数の国に参加してもらいたいという基本方針のもとに、どうするかということは検討を加えたいということと、これ以上の答弁は今日は差し控えたい。検討は加えたいと思ひます。

それから第三点の政府の責任でございまして、対外的には政府が責任を持って、いろいろな問題が起つたときにはやはり政府が最終的には責任を負うべきだ。国内の問題で、まあ赤字という話が出ましたが、これは必ずしも赤字が出るとは限らないのでありまして、ブリュッセルなんかだいがこれは黒字になったわけでありまして、また赤字という観念が、いろいろな施設があるのですか

ら、その施設というものはまるまるなくなるわけでもないのですから、その評価を一体どういうふうに見るのか。この赤字たる概念がきわめてばく然としておるのです。残るでしよう、いろいろなものが、施設がね。そういうものの評価を一体どう見るかということによつて——だからあまり赤字赤字というところで、赤字が出たらどうするというふうなことは、これはまあそういう場合があればそれは何も知らぬというわけにはいきません、これは処理しなければならぬわけに赤字だ赤字だといつて、何かこう議論を詰めるということもいかがかと思ふのです。そういうことで大きく政府が万博に対して責任を持つておることは事実であります、まあ万博の運営は日本万博協会が中心となつてもらわなければならぬ。政府は全般的に大きな責任を持つておることは申すまでもない、こう考へております。

○石野委員 大任責任に關しての見解よくわかりました。問題はまたあとでいろいろありましようから、関連ですすから一つだけここで開きしておきたいのですが、未承認国の中国問題について、私はこれをしつこく聞きするのには、万博を成功させるために、特にアジアにおいて百年目に最初に万博をやるわけです。先ほど関係大臣からのお答えの中には有色人種の云々ということが出ておりました。だからアジアにおけるところのいわゆるアジア人がここでやる場合の成功というものは、この有色人種の万博に占める位置づけというもののへの期待もまた一つあるのだと私は思つておられます。そうなるて見ますと、アジアにおいてわれわれがやる万博への中国の参加、それで世界の人口のうちの約四分の一を占める中国人というものを無視する万博は成功であるか不成功であるかということは、これはよほど、世界人というよりアジア人としてわれわれ考へねばいかぬだらう。この際責任の位置にある政府としては、日本人という立場からこの問題の責任感というものは相当深度の深いものとして考へてもらなければいけ

ないのじゃないか。そこで私はやはりこの際積極的な御意見をここで聞きたいけれども、これはなかなかできないのでしよが、しかし協会としては成功させるための——ただ運用だけではないは意味がないのだらうと思ふ。石坂参考人が責任問題をこへ持ち出してきておるのには、赤字が出ればどうであるかという意味でなく、この時代に生きる財界の中心人物としての石坂さんが、この協会の協会長として後世に日本の万博の意義を残すためにどういうことをやるかという責任感から政府に対して要請を積極的に出す意思がなかったら、われわれ期待に反するものになるだらうと思ふ。だから協会自身としても積極的に、政府がこうだからどうだということなく、こうしてほしいという積極的な意思が出なかつたら、これ成功しないだらうと思ふのです。

同時にまた担当大臣である三木さんは、やはり閣内において、内閣の方針はどうであるかわかりませんけれども、すでに閣内の企画庁長官はやるべきであるということに明確に意思表示しておるこの段階で不明確な答弁をしておるようなことでは、本委員会がこの万博の法案を通すという意味もまた非常に希薄になつてくると思ふのです。われわれはここで、あとからまた若干の付帯条件などをつけながらこれを通そうとしてゐる意味は、これを日本において成功させたい、歴史的に成功させたいという意味からでございますから、この審議の過程で皆さんの意見がそれにこたへるべきところの一つの所見として出てなければいけないのではないかと思ふのです。そういう意味で、私は中国問題について政府の方針がまだきまつていないことはよくわかつていますけれども、ここで担当大臣としての三木さんがあいまいな答弁をしておるようなことであると、われわれとしてはこれはちよつと承知ができない。この際もう一ぺん中国問題について、政府の中であなたがどう対処するかというその態度の問題を明確にひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○三木国務大臣 繰り返して申しておりますように、できるだけ多数の国々が参加するような万博にしたいたものである。アジアばかりではありません。アフリカでも——そんなにアジア、アジアと言つてアジアばかり考へないで、やはり進歩と調和といふものは人類を基礎にして言つてゐるのであるから、アジアばかりをそんなに強調するといふ考へはない。人類全体の進歩と調和ですから。そういうような意味において、人類的な見地に立ちまして、この問題は真剣に取り組みたい。いまこの段階で申し上げることは適當でないが、しかしできるだけ多数の国々が参加できるような形において検討を加えたいというのが担当大臣の真意でございます。

○田中(武)委員 いまの点については、先ほど来三木大臣はいろいろと言われておるが、腹の中はわかつたような気がするの、いま言にくい点もやり切るように、ひとつ決意というか勇氣を持つてもらいたいと思ひます。

藤山さんと上原さん、もうけつこうです。それから、こういうことで質問が系統立たなくなつてしまつたので、それならそれでやりますが、石坂さん等何か急ぐような話もありましたので、ひとつこれも順序を変えて質問します。

この法律が通りますと、五條三項によつて万博協会の役員、職員は刑法上公務員と同じに扱ひ、すなわち、いわゆる汚職といふことが、それだけでなく職權濫用その他あるわけですが、そういうことに對する刑法上の扱いを受けるわけなんです。

そこで、これはもう言いたくないのですが、新幹線でもそうだった。あるいはオリピックのときもそうだった。万博だけがそうではないとは言えないと思ふのです。やはり予算のむだづかい、あるいは汚職といふか、そういう問題も必ず出てくるのではないか。そこで石坂会長としては、ただこの法律が通つて刑法上公務員に準ずるといふことだけでは事足りない。そういうことを起こさないよう、職員及び役員に對する監督といふか規律といふか、そういうことが必要だと思ふので

す。その辺について石坂さんはどう考へておられますか。絶対起こさないと言つても、これは起こさると思ふのです。起こらないようにどういふ配慮をしなければいけないか、ひとつ伺ひをいたします。

○石坂参考人 私、この会長をお引き受けたいしますときの自分の心境をいたしましては、あまり博覧会——これはどなたでも経験があるわけでもないし、こまかいことはわかりませんが、ただ何ぶんにも非常に大きな仕事でございますから、何とかしてきれいにいきたいということ、もう私の常に念頭を去らないことで、実は就任以来もその点を幹部の者にはよく言つておりました。しかしながら何ぶん大きな仕事でございますし、聖人の集まりではございせんから、仕事が進めばそういうことも十分あり得ると私は存じます。したがつて、公務員扱いをしてやるということ、これはただの大きな事業に對しては私は當然なことであると考へております。

それじゃどうするかということ、まだきまりませんけれども、いまのところは公認会計士を頼んでおることはもちろん、なお内部において経理の監査をすることをやつておりますが、これは多少金はかかるのですけれども、内部の者でわれわれの言うことを聞く人間よりも、外部の立場において監査する制度が必要じゃないかというふうに考へておまして、あまりこまかいのはわかりませんから、そのほうだけは一生懸命やるつもりでございます。

○田中(武)委員 新井さん、いまの問題に關連して、規律に關する規定といふことが、あるいはそういうことが起こらないことを期待するのですが、いままでの例から言へば、日本にはこういう大きなことをやると、たいいてい汚職がつきものなんです。起こらないようにできるだけチェックができるような方法について、内部規律のようなことを考へておられるのかどうか、それをひとつ伺ひいたします。

○新井参考人 先ほど会長が申されましたように、私も第一番にそれを考えてやっておるつもりでございますが、いまの内部規律の点も、実際の予算の計画をつくる点も、それからこれを発注するところ、それから支払いをするところ、そういう点につきましては十分な手続をやりましますように、それからなお会長のおっしゃるような外部からの監査でございますが、そういうものも十分やっておりますけれども、思ひますし、なお職員一同そういう点については厳密にやるような心がまえでやっておりますので、御期待に沿いたい、こう考えております。

○田中(武)委員 規律についての何か規定は。

○新井参考人 経理規程そのほかできておりますので、あれで十分やっておりますのではなからうかと思っております。

○田中(武)委員 石坂さん、これは考え方によっていろいろあるのですが、会議を多く持つ、あるいは会議にいろいろな段階がある、協会の中にいろいろな機関がありますね。これは事を民主的に運ぶ上において必要だと思ふのです。と同時に、少し会議が多過ぎたりあるいは会議例になるということも考えられるのではないかと。そういうような点もありませんか、そういうような点についてはどうです。石坂さん、民主的にやるためにはいろいろな委員会とか何かが必要だと思ふのですが、しかし考えようによっては少し会議が多過ぎるのではないかと。ものを一つきめるのも、いろいろな段階がある、こう思ふのですが、組織についてはどうです。

○石坂参考人 ごもつともでございます。ただいまのところでは大阪に百四十人ほど人がおりますが、東京はまだ二十名に及んでいないかと存じます。しかし、いろいろのことで会議や何か東京でやる場合もございます。その点非常に不自由を感じておりますが、いよいよ現場で具体的に仕事をやるようになりますと、大阪のほうが人が大ぜい要ります。計画的、管理的には、むしろ東京のほうがいま幾らか移しつづつあります。と申します。

ことは、どうも旅費であるとか何だとか、私はなるべくむだ金を使わないように節約に思つておるのでございますが、ただいまのところでは幹事会という、これは会長の下に副会長というものが四人おります。そのほかこういふ協会が組織される前のたとえば大阪府知事であるとか、市長、会議所の会頭、東京における会議所の会頭というような方が集まって、これらをすべて常任理事にいたしております。しかしみんなお忙しい方々です。それから、その常任理事会のもとに、皆さんが使っておられる片腕のような方をお願いして幹事会というのがございます。それで事務局でやりましたこと、重要なることはすべて幹事会へかけまして、そして幹事会を過ぎた上で常任理事会にかけます。これまでは決議機関ではございません。常任理事会が通つたことを今度は、理事をお願いしておる方がございまして、理事会にかけております。理事会は決議機関で、すべて実行するものは理事会の決議を経た場合にのみ実行される。これは少し多いと言へば多いのですけれども、どうもやはりそれだけの手続をとりませんと、先になつて困ります。これをいさしますのです、なるべくそういう順序をとりまして節約をして、しこうしてなおかつスキャンダルを起こらないように、なかなかこれは容易な仕事ではございませんが、できるだけ努力をして、もし不足してできなければどうも骸骨を請うよりしかたがないと思つておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中(武)委員 私の言わんとするところは、いわゆる会議が踊るというか、会議例になつたり、あるいは経費をむだにするようなことのないような範囲においてできるだけ民主的に——これはむずかしい注文だらうが、そういう言っていることはわかりません。

○石坂参考人 御期待に沿うようにいたします。

○天野委員長 板川正吾君。

○板川委員 大臣と石坂会長にちよつとこの際所見を承つておきたいと思ひます。それは万博が成功したかどうかということ、先ほど議論になり

ましたが、なかなかむずかしい問題だと思ひます。御承知のように、ニューヨークの世界博覧会は空前の大観客を集めたものであります。しかしニューヨークの世界博覧会は、アメリカのニューヨーク・タイムズ紙やウォールストリート・ジャーナル紙なども指摘しておりますように、成功していない、失敗だつたという声が強いです。それはなぜかという、アメリカの世界博覧会にはあとに残るものがない、たいへんつばに規模は大きくやつたけれども、あとに残つたものがない、こう言つておるのです。万博が成功したかしないかという評価は、こういう説があります。ただ万国博覧会は営利事業ではなく、文化事業ですから、結果として赤字を出したかどうか、それ自体万博に対する評価をきめるものではない。博覧会の成果は、人間の思想や活動にいかんにかつて影響を与えたかという見地のみから評すべきである。万国博覧会がその後に人類に与えた思想的影響、文化的影響、科学的な影響、こういふものから評価されるべきである、こう言つておるのです。そして万博万博が儲かることに越したことはありませんが、万博を企業経営と同一視しては、一番大切なことを見のがしていることになるだらう。万博の経営を企業経営という観点からみ考えたのではない。万博をやつたのが将来の歴史に影響を及ぼすような運営なり企画なりがされなくてはならない、こう言つておられます。これは日本経済新聞の「万国博と日本」という結びにそういう主張がありますが、私はなかなか含蓄ある表現であらうと思ひます。

その中でも一つは万博が成功するのには少なくとも五つの条件が満たされなくてはならない、こう言つておられます。その五つというのはどういふことかという、第一は万博の趣旨を国民全体が理解し、その開催を承認していること、要するに万博の開催について国民全体が理解するということ、第二は献身的なリーダーが必要だということ、第三は万国博を開催する強固な理由を持つこと、第四としては、その万国博が人類の知識に貢

献する理念を持っており、展示品がテーマにふさわしく、かつ万国博覧会当局が展示の質的な基準を維持する勇気を持っていること、なかなか含蓄あることばであります。第五は、博覧会の運営に経験のある有能な経営者と、それを助ける各分野の専門家がいて、この五つの条件が満たされないと万博が成功裏に開催されることはむずかしいといふことを——規模は小さかつたけれども、ジャトルの博覧会は非常な成功だつたものであります。そのときの副会長であり、兼支配人である人が体験上そういうことを言つておられます。私はこの五つの条件というもので、特に献身的リーダーが必要だということに非常に重要性を持つと思ひます。そういう意味で石坂会長には、あるいは政府当局の通産大臣などは、なかなか大事業でたいへんだらうと思ひますが、ひとつ献身的に尽力をしてもらいたい。頼まれたのだから、めんどくさければやめてもいいといふような気持ちには私はないと思ひますけれども、ぜひひとつ成功して下さるやうに期待しておりますが、大臣と石坂さんの御所見はいかがでしょう。

○三木国務大臣 いま板川さんが読み上げられた五項目は、私もそうだと思ふ。それがすべてではありますまいけれども、成功といふものの評価はそういうものだと思います。幸いにも石坂会長が、実際に言へば、こういふやつかいなこと、財界において大御所としておいでになればいいので、そんなやつかい、いまのいろんなスキャンダルの問題なども、そういうことが一番いやだなといふことを最初から言われておつた。そういうことで、やつかいな仕事を引き受けて非常に献身的にこれを成功させようという御努力に対しては、私も非常に感銘を深くして、いわゆる献身的な中心人物が要するといふことについては、やはり人を得ていふという感じがいたします。政府のほうとしても、これは石坂さんにおまかせせきりといふようなものではない。最終的にはやはりこれを成功させるには政府の責任にかかるといふのが非常に多いと思ひますから、われわれとしてもこれが日本という

か、人類の思想と行動とに一つの大きな影響を与える意義のある博覧会にいたしますよう最善の努力を尽くしたい決意でございます。

○石坂参考人 ただいまの御注意まことにございともなことでございますが、実はニューヨークの博覧会のリーダーと申しますか、やったのはモーズという方で、これはなかなか勢力のある方——私は面識はないのでございますが、私が日本の博覧会を引き受けたということについてたいへん丁寧な手紙をよこして、自分のできることは何でもやるというような手紙をもらいまして、最近こんな厚い資料を送ってまいりました。いま事務局でそれを検討いたしております。実は先月私はニューヨークに参りまして、モーズ氏をたずねようと思つたのですが、ちょうど彼は国外に旅行中で参り合はうございせんでした。モントリオールのほうの、これはコミッション・ゼネラルと言つておりますが、政府の代表でありかつ博覧会の事務局のほうの会長でございますデュービー、この人は日本に参りましたけれども、もう来年開場になりますので、こちらからは最近副会長の井上五郎氏が行つて親しくいろいろ——まだ報告を聞いておりませんが、もう帰つてまいりました。それから両三日中に建築家の方、きょう私が紹介状を書いたのでございます。そういうことで、事務的にはいまおつしやつたようなことはもう当然やるべきことで、詳細に事務局において研究をいたしております。私も及ばずながらお引き受けした以上は、自分の能力のある限りは微力を尽くすつもりでございますので、どうぞその点は御安心をお願いしたいと存じます。

○田中(武)委員 石坂参考人は時間の関係があるようですが、もう一、二点だけお伺いをします。これは政府がきめるのか、あるいは万博協会のほうできめるのだと思うのですが、そのことについてお伺いします。入場料、これは千円程度だといふように言われておりますが、これはどつちがきめるのです。それで幾らくらい——四年先ですから、まだ貨幣価値も変わるかも知れぬからで

しょうが、たとえばモントリオール博覧会はおとなは二・五カナドル、八百三十三円ですか、それから子供は一・二五カナドルで四百十六円、日本はどのくらいするの。

それから、一九五八年のブリッセル博覧会では、国際実験映画大会とか国際青年音楽家オーケストラ集会とか、いろいろ催しものをやっております。またモントリオールでも、たとえば国際芸術祭といったようなものとか、いろいろな計画があるようです。それで日本でも万博に関連した催し、アトラクションといふもの、そういうことについてはどういうふうに考えておりますか。いわゆる催しものは一緒にやりになりますか、やるとすればどういうものを考へておられるか。やはり日本というものを世界に知らしめるような催しものがないのか。あるいは日本の民芸とか風俗とか、そういうものを認識せしめるような、あるいは日本の芸術を知らしめるようなものがいいと思うのですが、そういう催しもの、アトラクションについて大臣なり協会長はどういうふうに考へておられますか。これはどちらがきめるのか知りませんが、お二人からひとつ……

○石坂参考人 ただいま入場料のお話でございますが、これは当然協会においてきめるものだと思います。しかしやはり政府に無断というわけにはいかないのじゃないかと思ひますが、了解を得てきめる問題だと存じます。それを発売するにいたしても、たとえばモントリオールでは回数券みたいなものを出すと、それにある程度の賞品をつけて前売りをやるとか、いまこちらでもそのことを研究しております。

うようなことも考へております。しかしこれはたいへんな仕事でございますまして、費用は持つか持たないかわかりませんが、そういう点は十分考へておるのでございます。

○三木国務大臣 いろいろ御相談はあると思ひますけれども、いまの田中さんの御質問は、みなやはり万博の協会でいろいろしてもらいたいと思ひます。アトラクションでも六カ月で済むから、これは日本ばかりではだめなので、外国の有名ないろいろ劇団も呼んでくることにならうと思ひますので、いま協会のほうで六カ月間にわたるそういうアトラクションの計画を立てておるようでございます。こういうもののイニシアチブはやはり協会でやつてもらいたいという意向でございます。

○田中(武)委員 入場料千円程度というのは、まだそこまでは考へてないのですか。

○新井参考人 御承知のように私も協会といいたしましては、もう入場料が唯一の収入でございます。そのほか今度御審議をお願い申し上げております法律案ができましたら、私も政府の御協力を得まして十分の収入調達をやりたいと思ひますが、したがって非常に重要な問題でございます。現在まだ確定はいたしておりませんが、ただこの入場料でございますから、なるべくたくさん入りやすいような、そういう線で考へてまいりたい、こう考へております。

○田中(武)委員 それでは参考人けつこうです。まだいろいろ伺いたい点がありますが、またの機会にしたいと思ひます。

○天野委員長 ほか参考人に対する御発言もなければ、参考人に対する質疑はこれをもって終了いたします。

参考人各位におかれましては、長時間にわたりました御出席をいただき、まことにありがとうございます。参事人の皆さまには御退席をいたしたいけつこうでございます。

○天野委員長 政府当局に対する質疑を続行いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 建設省見えておりますが、実は先ほどからおいでだったと思うのですが、この万博と日本経済ということをはよくが申し上げましたところで、社会投資の問題とモニュメントの問題で建設省にお伺いしたかったのです。しかし、実は大臣をお呼びしておつたのですが、大臣は見えずに参事官が何か見えられておるのですが、答弁願えますか。願えなければつこうなのですか……

それでは三木大臣を中心に質問を続けます。あまり触れたくないのだが、昭和十三年七月十五日の閣議決定についてはお調べになりましたか。この前わからぬから調べるといつた二千六百年のあのときのやつです。

○熊谷政府委員 御指摘によつて調べましたが、御質問の要旨は、紀元二千六百年の博覧会と今度の博覧会が違ふかどうかという点と、当時の紀元二千六百年の博覧会の入場券が出ておるが、これが今回の博覧会について有効かという御質問であつたと思ひますが、当時の資料によりますと、確かに入場券については今後有効とするという閣議決定が行なわれております。ただ御承知のように、この文章の中には「延期後更メテ開設セラルベキ紀元二千六百年記念日本万国博覧会ノ入場二付有効トス」、こういうふうな決定となつております。そういう意味合いからいまして、先ほど申し上げましたように紀元二千六百年の延長ではございませんで、当然この規定は適用しないもの、こう考へております。

○田中(武)委員 すつきりやうろと思つたのが、そう答へられると言いたくなるのだが、それではその当時入場券を売つたという売買行為、これは法律上どういう性格です。単なる私法上の売買行為ですか。もしそうだとするならば、今後これこれまでは有効だといふことを閣議で一方的にきめたことはおかしいといふことになる、あるいはもう何十年も前のことであつて消滅時効にかかつておる、こういう意見もあると思ひます。消滅時効といふことを言うならこれも私法上の契約だといふことなんです。そうすると、そのときの売

出した入場券——あのときは政府だったと思う。政府が売り出した。それを一私人が買った。それは一体法律上どういう行為になりますか。あまりそういうことはききようは言わないつもりでおったのだが、法制局どうですか。

○田中(蔵)政府委員 ただいまの紀元二千六百年記念の万国博覧会の入場券は、ただいま先生政府が売り出したと仰せられましたけれども、これは政府ではないと思います。別の団体だと思えます。別の団体が売り出して、その行為は当然一種の予約的な地位を相手方に与えておられますから、それを何ら処理していいとすれば、それに対する償金は依然として買ったほうに残っております。ただ、私、その後その団体がどうなっておりますか、そういう債務について完済したか、その他の処理を実は存じませんので、はっきりいたしておりませんが、その団体がもしもすでに解散をしておりますというような場合におきましては、それが民法上の法人であれば、当然民法の規定によりまして清算をいたしたはずでございますので、債務は消滅しておる。もしそうでないならばまだ残っておりますかもしません。この点は事実問題を調査いたさなければわかりませんと思います。

○熊谷政府委員 大体法制局の言ったとおりだと思いますが、当時も社団法人日本万国博覧会協会というものがやっております。なお、私法上の契約でございますので、その後どういふことをやったかと申し上げますと、そういうものを売り出しまして、それでその後できまされたので、希望者があればお返ししますという措置はとったようでございます。ただ、それに漏れた方についてさらにこの私法上の契約があるものかという問題でございます。今度の万国博覧会とは関係のない問題でございます。

○田中(武)委員 もうよそりと思ひますが、それじゃ閣議で効力を持続さすとかどうとかきめたことはおかしくなるじゃないですか。単なる民法法人の売り出した予約である。そうなるとその効力の問題を閣議で定めることがおかしい、そういうことになりませんが、もうやめます、古いことだし。議論してもしろい問題ですね、法律上。

○熊谷政府委員 私のことは足らなかつたと思ひますが、閣議できめられたのは延期するということをやめたわけでございます。

それから次の、二千六百年の記念の万博につき有効というのは、社団法人の協会がそういうふうな決定をいたしたわけでございます。

○田中(武)委員 そうですか、ほくの資料では閣議で決定したのだとなつてゐるが、そうじゃないのだな。それならよろしい。

それじゃ自治省を片づけます。実は一番最初だったのだが、自治省が見えていなかったのだ、あとになつたのです。簡単に申し上げます。

現在百何十名の人が大阪府あるいは大阪市から万博協会へ出向しておる。この人は休職というところでござつておる。それはそれぞれの条例による休職だと思つておる。その場合、給与等は万博協会のほうが出しておると思つておるが、そういう取り扱いについて、地方公務員法の関係あるいは条例の関係等について自治省は相当な相談も受けましたかどうか。それから私は、休職には期限というものの——この期限が確定期限である、あるいは不確定期限であるという場合はあるけれども、期限がつくということが一つの休職の要件といひますか条件じやなからうかと思ひます。そういう人たちに對してはどういうような期限がついておるのか、それからその共済組合の掛け金等はどうか、それからその法律が通れば公務員をやめなつておるのか。この法律が通れば公務員をやめて万博の職員になると思つておる。そうして、この法律によつて今度復職したときには期限が継続する、こうなるのですが、その切れておる間の掛け金あるいはその退職年数の通算と共済の年数の通算とは違ひますね。退職の年数には二分の一を加算するといふことになつておられますね。そうした場合にはこれらの人たちは退職金の計算の年数において不利な点に立つと思ひますが、そういう点についてはどうなつておるか。

○内山説明員 御質問にお答へする前に、地方団体の職員をほかの団体の業務に従事させる場合の方法と申します。取り扱ひ方について申し上げますが、一般的に申し上げますと、地方公務員は地方団体の業務にだけ専念する義務があるわけでありまして、ほかの業務に従事することができないといふのが原則でございます。ところが一般的には退職をするといふことが大原則になつております。

しかし、その業務に従事します団体なり機関なりが地方団体の業務と密接な関連を有する場合には、これは国にも例があるわけでございますけれども、いわゆる公庫・公団方式と申しまして、身分は切るけれども、公庫・公団に勤務した後に復職した場合には退職手当なり年金なりで救済措置を講ずる、こういう方式でございます。それからい

ま一つは、その団体の業務が全く地方公共団体の業務そのものであるとみなされる場合は地方団体の事務に従事させるということで、全額給与を支給しながらその業務を行なわせるという場合が一方にございます。その中間の方法として、密接な関連を有し、かつその団体に対して特別の援助なり配慮をすることが必要である団体については、期間を定めて暫定的に休職に従事させる。この三通りの方法があるわけでございます。この中で一番最初に申しました一般論は、今回の件では職員についてあまり酷でございますし、また府・市と万国博覧会との関係から申しましても適當ではございませんで、結局、いま四つ申し上げたのですが、そのうちの三つの方法のいずれかをとるといふことになるわけでありまして、その中の二

番目に申しました、団体の事務に従事させているのだから全額給与を支給する、もちろん退手も年金も完全に通算をするという方式をとることは、万国博覧会といふものはやはり別の団体でございますし、万国博覧会の行なつております事務を大阪府や市の事務そのものとみなすことはやはり困難かと思ひわけでございますので、これをとることはできないわけでありまして、したがつて、残されている方法は公庫・公団方式か、休職方式か、こ

の二つになるわけですが、公庫・公団方式は国の場合もかなり限定的にやっておりますし、私ども地方団体の指導する場合におきましても、国に例のある場合に限つてこの方式をとるようになつていふ限定的な指導をしております。私どものほうに大阪府や市から相談があつた段階では、今度の法律のような規定がどこにもなかつたわけでありまして、したがつて、休職という手段をとる以外に方法がなかつた、こういうふうな経緯で休職という扱いをしたわけでございます。

そこで、この給与の負担の問題でございますが、最初に申し上げましたように、地方団体の職員は地方団体の業務に従事することによつて給与を受けるわけでありまして、休職の場合には原則的には給与がないといふたてまえをとつております。ただ病氣休職とかあるいは刑事休職、これは分限休職といつておりますけれども、こういう場合に、全く給与を支給しないといふのは職員の生活保障の面で欠けるところがあるもので、一定の範囲内で一定の期間給与を支給するといふことがありますし、それからまたたとえばそれ以外の場合にはもごく限定的に給与を支給する場合があります。

原則論としては地方団体の業務をやつておらないのでありますから、地方団体の給与を支給するといふことはできないといふたてまえをとつております。したがつて、この場合万国博覧会の事務に従事している限りでは万国博覧会のほうで給与を負担するといふことが当然かといふふうに思つております。

それからこの期限の点につきましては、先生のおっしゃるとおり休職については一般的に期限があるわけでございます。府・市の条例を見ましても、この場合、三年以内で任命権者の必要と認められた期間といふふうに規定されておりますから、おそろく何年間といふふうな期限をつけて休職の辞令を出しているものといふふうに私も考えております。

おっしゃるとおり休職については一般的に期限があるわけでございます。府・市の条例を見ましても、この場合、三年以内で任命権者の必要と認められた期間といふふうに規定されておりますから、おそろく何年間といふふうな期限をつけて休職の辞令を出しているものといふふうに私も考えております。

それから共済の掛け金の関係でございますが、今度の法律の規定によりまして復帰希望職員の取り扱いを受けたい職員は共済の掛け金を負担するわけでございます。〔田中(武)委員〕使用者負担ですね、(と呼ぶ)使用者の負担は万国博協会が負担する、こういうことになります。この負担した掛け金がかかりに団体の職員のみで退職をするという点によつて不利になるかならないかという点につきまして、あとで調整措置がございします。

それから退職手当の通算について、休職の場合は二分の一の控除があるから不利になるのではないかと、この点でございしますけれども、これは一般的には休職の場合は二分の一の控除をするという原則をとっておりますけれども、大阪府の場合は、この場合二分の一の控除をしないような条例の規定になつております。それから市、それから市のほうも規定が必ずしも明確でございしませんけれども、市長の定める場合は二分の一の減額をしないけれどもいいという運用ができるような条例の規定になつております。こういう取り扱ひ方がいかにかつては、一応国家公務員については完全に二分の一の控除をいたしておりますから、その均衡上は若干の問題がありましますけれども、たとえば先ほど申しました事務従事という点と休職とのつり合ひの問題もありましますし、この事務従事というのは東京オリンピックの際に東京都の採用した方式であります、そういうこととの均衡等から、万博協会と府・市との関連の密接度から特別にそういう条例の規定を置いたのではないかと思つておりますが、その限りで大阪府・市においてはこの問題は解決いたしておりますが、ほかの県等で休職をする場合に二分の一の控除しないことになるとすれば、確かにそのまゝに職に就いた場合に比べますと、若干の不利は免れませんけれども、この点は退職時の給与の調整その他で総合的に運用が行なわれるものというふうに考えております。

○田中(武)委員 この問題でもつと掘り下げて伺いたかつたのですが、この程度にします。現実にと

ういう辞令が出たのか、それも一べん見たかつたのです。それからいまの二分の一の問題について特別な配慮がなされておるといふが、府の分限条例を見てもそういうのがないのです。まあその点によろしい。あとでいまだあなたが説明したこと、裏づけになるようなそういうものの資料を下さい。それからどういふ辞令が出たのか、いま知らぬということですが、一べん調べてください。どういふことで休職を命ずる、それから期限はどういふふうになつておるのか、そういうことでこの問題はもうこの程度にしておきます。

そこで次に大蔵省までおられますか——それじゃよその部門を片づけましょう。

大臣、今後万博をやつていく上においてこの法律だけでなく税法上の法律なんかも出るだろうと思つておる。それには関税の改正も考えられる。それから租税特別措置法による出品者についての免稅措置等も考えられると思つておる。そういうものをいまだどう考へておるかということについては、まあそれは国際条約で定まつておる免稅についてはこれはいいとして、これはまだ十分答へておれないと思つて、昨日ですか、大阪のほうでそれに似たような発言もしておられるわけですから、そこで一体税法上どういふふうなことが今後考へられるか、これは大蔵省の主税局長ですね。私は税金の問題を聞くつもりだつたのですが、租税特別措置法ではどういふことを考へられるか、それからここでもう一言つておきたいことは、この法律に賛成をする、そうして成立をした後にいろいろこれに基づいてこれに基づくというより、万博関係の法案が出てくる。いまの租税特別措置法なんかをさうだろつと思つた。ただここで私はつきりしておきたいことは、これに賛成をしたからといって、自後の法案に必ずしも無条件で賛成でないということ。そこでひとつどういふ税法上のことが考へられるのか、これは大蔵省に聞くつもりだつたのですが、そういうことですから大臣にお聞きします。

○三木国務大臣 いま関税も少しはあるようですけれども、これはいま急がない。ただ早く結論を出さなければならぬのは、出品者に対しての企業者の積み立て金制度ですね。これについては積み立てるのだから、あんまりまぎわになつてやれば積み立ての期間がないですから、この問題は来年度の予算編成ともならみ合はして結論を出したい。だから次にもし出す法律があるとするならば、出品者に対する積み立て金制度と、これに対する税制上の特別措置法ですね。

○田中(武)委員 それからこの万博開催のための費用調達のために、この法律でもいろいろ専売公社関係のタバコとか、あるいは寄付金つきの郵便はがきですか、そういうようなものがありまします、その一つとして競輪あるいは競馬、オートレース、こういったいわゆる公営ギャンブルからの基金といふもの、こういうものをどの程度考へておるのか、そしてこのための、いわゆる万博のための特別な競輪なり競馬等々をやるお考えですか。

○三木国務大臣 この万博のために特別の競馬、競輪をやる考へはない。ただその中から競輪などに対しては万博に対する寄与をしてもらう場合がある。しかし万博のための競馬、競輪は現在考へてはおりません。

○田中(武)委員 それじゃ一般的な競輪の基金から万博のための金を出そう、こういう考へはあるのですか。それはどのくらいを考へておられますか。

○熊谷政府委員 本年度も約二億ばかり、万博を国民に理解していただくという意味の費用としていただいておるわけですが、特別、競輪は先ほど大臣が答へたようにいたしません。御承知のように、競輪関係では、公のものについて、たとえば社会福祉とかあるいはスポーツというふうに金を出せるということになつておりますので、その程度の、全体のバランスをならみまして、金を出せばぜひお願いしたい。大体年間二億程度、こういうふうに考へております。

○田中(武)委員 重工業局長、基金の配分、いろいろ目的がありますね。そのうちのどれを適用して出すのですか。

○赤澤政府委員 ただいまの御質問でございますが、自販車競技法の第十二条の十七に規定されております「体育事業その他の公益の増進を目的とする」ということで、「公益の増進を目的とする事業」という項目で支出をいたすことにいたしております。

○田中(武)委員 議論はありますが、その辺にしましょう。

それから、これは大臣じゃないといかぬだろうが、熊谷さん、この会場への交通の問題なんです、入場者は一番最高峰のときは一日大体四十万とか三十九万とか考へておられるわけですね。それは一体何で運ぶのか。そこで、千里ニュータウンが近くまでできておる。そこで、阪急と地下鉄が乗り入れを計画しておるのですが、そこから会場まで約二キロあります。それを延長さすとしても何か三十億も金がかかるやうですね。ところが、そういうことが地元ではほんぽんと打ち上げられて、そしてたまたまこの問題になると運輸省の認可が必要だ。こういうような中央の担当官庁との間に無関係に地元のほうでどんどん打ち上げられておるというふうなことがあります。これは大臣に聞いてはうかがいたいと思つたのですが、きのう、大臣が大阪へ行つたのを機会に、地元の万博関連事業地方協議会というものが発足したようですが、その中には中央官庁の出先もそこに入ると思つたので、今後はそこでやるならば中央との連絡もとれるのだと思つたのですが、そういうふうな点いまだどう考へておつたのか、今後どうするの、それから交通の問題ですね、どう考へておられますか。

○熊谷政府委員 先般も御説明いたしましたように、現在協議会で、また案の段階を出ないのです、第二次的な会場計画案というのを現在議論中でございます。そういう過程におきまして、協会のほうでは御指摘のように、たくさん人間が集まらうので、それをできるだけスムーズにはか

したいという意味で、いろいろな計画が出てま
いておりま。ただ、これは今後まだ十分練ら
ないといけない計画でございますし、御指摘のよ
うに、関連公共事業あるいは運輸省との関係、い
ろいろな問題があるわけでござい。そういう
意味合いにおきまして、これまたお話がありまし
たように、地方協議会というのをつくりまして、
そこで今後はそういう計画もある程度調整する。
さらに関連の公共事業についても調整するとい
ことになるわけでござい。その中には出先の
それぞれの分野の担当の機関が入っておりますの
で、その意味は、中央と連絡をとりながら最終的
にはまとめていこう、こういう趣旨でござい
ので、多少いままでもそういう意味合いにおきま
して何かぼつと計画が出まして、いかにもそれが
進むのだというような感じを与えたことは申しわ
けないと思ひますが、今後はそういう形でなくて、
かつちりした計画を方々の知恵を集めて出す、か
ように考えております。

なお、内容的にどうしたらいいかという問題で
ござい。これは協内でもいろいろな案が
あります。いまの地下鉄とか私鉄を乗り入れると
しますと、やはり相当の助成が必要と思ひます。
特にその場合は起債ワクというような問題も出て
まいるわけでござい。したがって、そういう
方法でいくか、あるいは、もう少し入り口を別な
面につけて人がはけるようにするか、いろいろな
考え方があられるわけでござい。今度の問題とし
て十分研究してまいりたい、こういう段階に相
なっております。

○田中(武)委員 いままでもそういうことで、必ず
しも十分じゃなかったと思ひます。今後そういう
機関ができればうまくいくと思ひますが、その辺
のところをうまくやつてもらふと、地元では
かつてなことを言う。ところが、それが中央の各
官庁につながる問題については、一方の意見を聞
かずにぼんぼん打ち上げて悦に入っているとい
うことがあるので、そういうことがないようにして
もらいたい。

それから、敷地の問題ですが、これは大阪府が
買取をして協会へ提供するというかっこうをとつ
ているようですが、この敷地の買取といひますか
敷地の確保についてはどの程度進んでおるか。
それから、これは毎日新聞だと思ひましたが、
この万博を機会に「緑のニッポン全国運動」とい
うことで、敷地に全国からの木を集める、こうい
う計画もあり、通産大臣も大いにこれを推奨して
おられる。そうすると、その木を植えるというこ
が最初より敷地を大きくする必要があるのじゃ
ないか、そういうことも考えられるのですが、そ
ういうことについてどう考えておられるのか。

さらに、いよいよ話がうまくいかなうときには
土地取用法等を適用するということになると思
ひますが、そんなことがあるのかないのか。
それから、敷地買取には何か百六十億円も要
する。もつと要するかも知れない。その利子だ
けでも五年間に八十億とか九十億とかいわれて
おる。その利子補給について地元では、何か政府に
考えてもらいたいという意見もあるようだが
が、そういう敷地問題についていままどの程度進
んでおられるのか。

それから、緑の日本全国運動の木を植えるため
の敷地というものは新たに考える必要があ
るんじゃないかと思ひますが、そういう点につ
いて、どうなっておりますか。
○瀬谷説明員 第一の用地買取の問題でござい
ますが、現在のところ、大口を除きまして九八%程
度まで完成しているようでござい。

なお、用地買取について土地取用法の問題で
ござい。土地取用法は万博会場そのものに
ついては収用の対象にならないし、また、これに
よつてやるつもりはないというふうに考えており
ます。

それから、献木の問題に関連いたしました緑地
の問題でござい。万博会場で、ただいま会
場計画で考えております展示場の面積がほぼ六十
万坪程度でござい。周辺に……。(田中(武)
委員「坪で言つたら計量法違反だぞ」と呼ぶ)失

礼いたしました。百九十万平方メートル程度で
ござい。その余地は十分あると思ひま
す。それから資金の百六十億の起債の問題でござ
い。これにつきましては、大阪府から中央の
ほうに利子補給の問題を陳情しております。われ
われのほうでもできるだけ応援したいと思つてお
ります。

○田中(武)委員 先日大阪府議会でも万博の用地
買取予算などを含んだ予算が流れていますね。こ
れはどうするのです。これは大阪府の問題だろ
うと思ひますが、これはまあ一度臨時府会
も開けばいいことだろうと思ひますが、いま
あなたが答弁した土地買取との関係において予算
委員会が流れた、そういうことはどうで
す。

○瀬谷説明員 再度この問題について二十日から
府会がまた開かれまして、そこで討議されるとい
うことになっております。
○田中(武)委員 大臣中座の間に土地買取、敷地
買取の問題についていま政府委員から聞いたわけ
なんです。そこでこれは百六十億円要するそう
なんです。もつと要するかも知れない。そこでこ
の起債の申請及び利子補給——五年間に八十億と
か九十億とかいわれておるのですが、そういう問
題については一応政府委員から聞きました。大
臣この敷地の確保ということについてどう考
えておられますか。

○三木国務大臣 田中さん御存じのように、きの
う大阪に行つたんです。行つて、関連の公共事
業というものが心配になりました。これが来年度
の予算からいへば三カ年ですから、相当計画的に
やらないと間に合わないで、それで地方の、関
係府県の協議会をつくつたわけ。そのときに
土地の問題を大阪の府知事も話してみたら、九
三%とか言つていましたが、もう解決した。これ
はもうあとも解決する予定である。利子補給の話
も出ましたけれども、これはまあ少し研究さして
もらいたいということで、政府の結論は出てない

のです。そういう希望を持っておるようでありま
す。それだからまだこちらのほうも研究してみ
たいという段階で、いまお答えするような段階には
至っておりません。

○田中(武)委員 そこで当然政府館というのを置
くと思ひます。その政府館についてはどうい
うテーマを考えておられますか。これは聞くところ
によると、日本とか、日本人とかいう話も出てお
るようですが、まだ決定に至つていないかも知
りませんが、政府館はどういうかっこうで、どう
いうテーマでどうあるべきだということをお考
えになりますか。

○三木国務大臣 これは近く関係のある省の出品
関係の協議会を開こうと思つております。各省の
意見も聞きたい。しかし政府館の中で、この委
員会でお約束をしたものが幾つかあります。た
とえば中小企業館、これは政府がやりましよう
という約束をしてあります。そのほか農業と
か青少年とか、そういう一連の日本ではやはり紹介
したいという、それは政府が施設をしない、と独力
ではできないようなものもござい。したがって、政
府館の中にどういふものを一併展示してその重点
はどこに置くかというものは、これからひとつ協議
会を開いて各省庁の意見も聞きたいと思ひてお
る段階でござい。

○田中(武)委員 これはきのう大阪でちょっと触
れられておつたようですが、万博の所要経費の地
元と国の負担割合、こういうようなことで発言を
しておられたようですが、四十二年度の予算編成
の過程で明確にする、こういうことですが、大
体その比率はどうあるべきか、あるいはどう考
えておられるか。

○三木国務大臣 これはちょっと、私のほうで腹
づもりはあるのですけれども、これは予算折衝の
問題の中心に触れるものですから、私の個人的な
腹づもりを申し上げるのはちょっと適当でない
と思ひ、しかし毎年この問題で大阪府とか大阪
市と政府との間にいろいろ——もつと負担して
あるいは地元でもつとしろとかいう、そういうふ

うなトラブルが起らないように明確にしておいたほうが良いという、私の意見です。そして割合をきめまして、そのほうが地元のほうとしても予定がつきますし、政府のほうとしてもこれは予定がつきますので、そうしたいと思いますが、割合の腹づもりはちょっとこの場合ではごかんべん願いたいと思います。

○田中(武)委員　そうしますと、先ほどもちょっと話が出ておりましたが、かりに赤字が出たときのしりぬぐいについての負担というか、そういうことも同じ答弁ですか。

○三木国務大臣　モントリオールでは赤字の場合のことを書いてあるようですが、私は先ほど申ししたように赤字というものの概念というのは非常にやっかいだと思えます。いろいろなものが残るので、それから、実際問題として、そういうことで場合によたら赤字の問題は出たところ勝負でもいいのではないかと、いろいろな感じを、率直に私はいま持っているんですよ。出るときはまたたものでもないから、そういう場合にはどうせ処理しなければならぬわけですから、そのときでもいんではないか。しかし会場の費用の政府と地方公共団体の負担区分のときに、この問題も検討はいたしてみたいと思っております。

○田中(武)委員　質問が何か飛び飛びになります、なるべく早く片づけようと思っておりますので、万博向けに各企業いろいろな万博対策委員会というふうなものを持っていますね。たとえば建築関係では大林組は日本万国博覧会対策委員会、鹿島建設では万国博覧会工事手対策委員会、これは仕事をどうしようかとの対策のようですよ。あるいは鉄鋼で見ると、八幡では八幡グループの万博対策協議会、あるいは富士鉄は富士鉄グループで持っております。日本鋼管あるいは神戸製鋼、あらゆる業種あるいは商社に至るまで、いろいろな万博対策とか協議会というのを各企業ごとに持っております。これはもちろん企業が企業ベースの上に立つてやることはかまわぬといえはそうなんです、これは少しコントロールの必要はないかと思

うのですがね。たとえば産業界とか業種別にそういうような委員会を持たすとか、そういうようなこととはどうですか。これを見てみますと、あらゆる大手企業全部が持つて、それがおのおの思い思いに企業という上立つて、これはいろいろの考え、方端的に言えはもうけろということだと思ふのです。そういうのをたくさん持つておるようですが、これはどうですか。少しコントロールする必要はないのですか。

○三木国務大臣　どうもコントロールというのは、あまり行き過ぎますと民間の創意というものを殺すやうになりますので、経済団体がいろいろから、そういう団体ともいろいろ話をして、できるだけ整とんざれた形でいくことが必要だと思えます。しかし、グループ別とか業種別とか、業種によつていろいろ形が違ふと思うのです。そういうことで、あまり規則すくめたいことにはできないけれども、できるだけ秩序のある出品の計画を立てるようなことは、各種経済団体の協力を得て、そういう指導を行ないたいと思ふのです。

○田中(武)委員　まあそういうことだと思ふのですが、何かこれを見ておると、この中には仕事をとるための対策委員会というのめたくさんあるやうなんです。そういうのを、何か業種あるいは産業別あたりで一つのやはり対策協議会とか委員会というふうなものを持つて、もちろん規則とか法律とかではなしに、私は行政指導の行き過ぎをいとも言っています、ある程度やはり必要ではないか、こう思うわけなんです。

○三木国務大臣　それは程度問題ですけれども、しかしまあ田中さんの言われる気持ちはわかりますから、できるだけなが統制のとれたような形で出品ができますやうな指導はいたしたいと思ふます。

○田中(武)委員　大臣中座のときにちょっと政府委員に聞いたのですが、ちょっと敷地問題に関連して、毎日新聞の提唱で、万博を記念して、「緑のニッポン全国運動」ちやうど明治神宮のように、各地

からのあらゆる木を植えようじゃないか。それで三木さんも「平和な国土へ」という見出しでこれに賛成の意見を述べておられるわけなんです。それといままでの敷地計画と、どうなんですか。もつとふやさなければならぬのではないかと思ふのですが、そのような点。

○三木国務大臣　私は個人的見解として、日本には森林がなさ過ぎると思つておる。外国ではたくさん森があつてうらやましいです。パリなんかでも、ちやうど郊外へ出ればたくさん森の森がある。何というか、こういう樹木、緑、これは案外大きな意味を人間生活には持つてゐる。やはりもつと森林公園のようなものがふえなければいけません。東京などにほんとうに各府県から木を寄付するといふやうな方法もいじりようが、ひとつ森林公園、これはやはり持つべきである。その森林公園といふものを背景にして、美術館とかいろいろな文化的施設をするという考え方を一つのアイデアとして生かしたい。私個人の意見としては、大都會にはもつとそういうものがあつてほしい。やがてまた都會に人口が多くなつてきて、森のない都會はさびしいですよ。

○田中(武)委員　もうそろそろ結論に入つていきたいと思ふのですが、はつきり言ひまして、われわれはこの法案には原則的には賛成であります。しかしどうも割り切れない点があるわけなんです。と申しますのは、たとえば財政法において、債務負担行為は国会の承認事項になつておるわけなんです。これはわかつた範圍のものなんです。これも国会の承認なんです。ところが今後四年ないし五年にわたつて多大の出費、国費を出さねばならぬことが予想せられる。言うならば、債務負担行為だと思ふのです。こういうのがまたはつきりと出ていないわけなんです。それが財政法からいってわかつた。このことについて幾らということでも、債務負担行為は国会承認である。ところが今後どのくらい出るかもわからぬといふやうなことに對

して、直ちに双手をあげて賛成できかねるということが一つあります。

それからもう一つは、これは財政法の十七条二項の規定でも明らかによろに、各省庁の大臣は、予算編成にあつて来年度の見積もりを大蔵大臣に提出しなければならぬ、こうなつておる。たとえば四十二年度については、もうそろそろその見積もりを立てねばならぬ時期だと思ふのです。それでは一体、これは通産省予算として出るのであるけれども、これは担当大臣とすれば、財政法十七条二項による見積もりといふものを持つておられていいのではないか。それがまだはつきり出ていない。さらに先ほどちやうどと触れましたが、この法律に賛成しあるいはこの万博を聞くといふことに基本的に賛成することによつて、今後出てくる万博関係のすべてに、何だかものが言ひにくいといふことになつては困る。あくまでもわれわれは国民の側から国費を出していくという上立つて監視する立場をとりたい。そういう点からまだいろいろ突きたい点があるのですが、きのうからだいたい国会の内部の情勢も変わったやうです、私の質問も一週間ぐらひ続けた宣言したのですが、この辺で終えたいのですが、どうもその点財政法等の關係等々におきまして、何か割り切れぬものが残りはしませんか。三木大臣どうですか。

○三木国務大臣　この万博の法律が通りまして、そのことでもいろいろ発言を御遠慮される田中さんでもないでしようから、そういうふうな御心配は要らないのではないでしようか。田中さんにしては板川さんにしても、これに賛成したから口を封ぜられたといふやうなお方だとは思ひません。そういう点ではあまり御心配はないのじゃないでしようか。これは予算として出てきますから、御審議を願ふなければならぬので、この法案に賛成しても予算に反対という場合もあるでしようし、そういう御配慮は御無用に願つて、この場合は割り切つて、万博を開くといふことには御賛成でありますから割り切つていただいて、あとはいろいろ

賛否の自由を留保されてけっこうではないか。それが国会本来の姿ではないか。あまり取り越し苦労をなさなくてもいいのではないかと思います。

○田中(武)委員 もちろん言われるまでもなく、そう考えておりますが、どうも財政法からいつたって割り切れぬところが残ります。あるいは前から申し上げておるように、一九七〇年という年を考えれば、何だかそこにまだはつきりと割り切れないものがあります。しかしながら原則としてわれわれは反対ではない。しかし今後いろいろなことについての、これは特別委員会等も設けられるかもしれません。そのつどそのときにあたって意見を述べあるいは態度はそのつどにきめていくということで、きょうはこの程度で私の質問を終わります。

○天野委員長 おはかりいたします。

本案についての質疑はこれを終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、本案についての質疑は終局いたしました。

次会は明二十二日水曜日午前十時十五分理事會、午前十時三十分委員會を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時散会

商工委員會議録第四十号中正誤	
ベシ 段行 誤	正
三 四 末三 正引	正式
二 四 四 主権	主催
同 第四十一号中正誤	
ベシ 段行 誤	正
六 四 二 出ておつような	出ておつたよう
二 一 末六 というような	というように
同 第四十二号中正誤	
ベシ 段行 誤	正
四 一 六 閉鎖性	閉鎖性
五 一 九 相当	担当
八 二 三 どしても	どうしても